

## 閲覧により知り得た事項の適切な管理に関する誓約書

- 1 閲覧により知り得た事項は、閲覧対象者のプライバシーの侵害や差別行為につながるような「不当な目的」には一切使用しません。
- 2 閲覧により知り得た事項は、適正に管理するとともに、「利用目的以外の目的」には一切使用しません。
- 3 閲覧により知り得た事項を、他に譲渡し、又は販売するような行為はしません。
- 4 閲覧により知り得た事項の利用方法について、区の調査があった場合は積極的に応じます。
- 5 個人情報の保護に関する法律、新宿区住民基本台帳制度の適正な運用に関する条例その他の個人情報の保護に関する法令等及び通達類を十分理解し、遵守します。
- 6 収集した個人情報を利用する必要がなくなった場合は、当該個人情報の漏えいの防止に万全を期し、次の方法により速やかに廃棄します。

溶解 焼却 裁断 磁氣的消去 その他（ ）

新宿区長 あて

令和 年 月 日

閲覧申出者	所在地・住所
	法人名又は氏名 <span style="float: right;">電話 ( )</span>
	代表者の職・氏名

委託者 ・ 共同閲覧 申出者	所在地・住所
	法人名又は氏名 <span style="float: right;">電話 ( )</span>
	代表者の職・氏名

閲覧者	住所 <span style="float: right;">申出者との関係</span>
	氏名 <span style="float: right;">電話 ( )</span>

※偽りその他不正の手段により閲覧した者は、30万円以下の過料に処せられます。  
(住民基本台帳法第50条)

※新宿区住民基本台帳制度の適正な運用に関する条例第10条第2項に規定する求めに応じない者は、5万円以下の過料に処せられます。(新宿区住民基本台帳制度の適正な運用に関する条例第25条)